

南区社会福祉協議会

送迎サービスのご案内

送迎サービスとは??

- 電車・バス・タクシーなど公共交通機関を使っての外出が困難な高齢者・障がい者・難病患者の方に、自動車を使って外出のお手伝いをするものです。
- 運転や付き添いはボランティアによって行われています。
- 送迎車は、南区社会福祉協議会が管理するハンディキャブ車を使っています。

(送迎サービス事業実施要綱 1条・2条・9条・10条より)



さくらの花のような笑顔をひとりひとりに



南区社会福祉協議会・ボランティアセンター

南区浦舟町3-46 浦舟複合福祉施設8階

☎045-260-0578 (送迎専用)

1 利用対象者（送迎サービス事業実施要綱2条・12条より）

南区在住の高齢者（要介護・要支援認定を受けた方）・障がい者・難病患者で、公共交通機関の利用が困難な方で、会員登録をしていただいた方が送迎サービスをご利用になれます。

※登録にあたっていただいたご利用者様の個人情報につきましては、当会個人情報保護規程5条の規定に基づき適正に処理いたします。

2 利用時間・利用回数（送迎サービス事業実施要綱5条・7条より）

- 利用時間：月曜日～土曜日（日曜・祝日・年末年始は休業）
午前9時（浦舟出発）～午後5時（浦舟到着）
- 利用回数：原則として、月2回まで。

3 サービス内容

①送迎サービス

ボランティアグループ「南の風」のボランティアがハンディキャブ車を運転します。

※天候により、ボランティアによる運転が危険と判断されるときは、運行を中止する場合があります。

②付き添いについて

原則として、運転ボランティアは車を離れず、運転のみに専念するため、介助や付き添いはできません。介助が必要な方は、ご家族等をお願いします。

また、付き添いのボランティアが必要な方は、ご相談ください。付き添いボランティアを探します。（別途500円必要）

※付き添いボランティアは、ヘルパー等の資格はありません。そのため、付き添いボランティアでは対応できないと判断した場合は、ヘルパー等の専門の介助員をつけていただくようお願いしております。

※初めて送迎サービスを利用される時は、介助の必要性の有無に関わらず、ご本人の状況がわかるご家族等の付き添いが必要になります。

4 利用料金（送迎サービス事業実施要綱8条より）

片道単位で利用料をご負担いただきます。利用料金は、送迎前にお知らせします。

- ・車輜保管場所を起点として、2 kmまで 300 円。ただし、乗車までの負担額は車輜保管場所から 2 kmを超えた場合でも 300 円が上限です。
- ・以降 1 kmごとに 150 円を加算します。
- ・原則、一般道路を走行します。
- ・駐車場料金等は、かかった金額をご負担いただきます。
- ・介助ボランティアが必要な場合は、別に 500 円いただきます。

5 登録手続き

利用には、事前申請（登録）が必要です。

- 要介護・要支援認定者：介護保険証
- 難病患者：神奈川県特定疾患医療受給証または診断書
- 障がい者：身体障害者手帳・愛の手帳・精神保健福祉手帳

①上記のいずれか1点と②印鑑を持参し、窓口にお越しください。

受付時間：平日 9 時～16 時半、土曜 9 時～15 時半 ※祝日は休み

※申請後、登録完了に 1 週間程度かかります。

※登録にあたっては、事前にご自宅に訪問させていただく場合があります。

6 予約方法

- 受付時間：平日 9 時～16 時半、土曜 9 時～15 時半 ※祝日は休み

①南区ボランティアセンターに電話（260-0578）

- ・予約したい日時、行き先、付添い者をお知らせください。
- ・予約は原則、希望日の1ヶ月前の朝9時から受け付けます。
- ・直前の予約ではご希望に添えない場合があります。

②南区ボランティアセンターから予約内容確認の電話

- ・利用料金、当日行く運転ボランティアの名前をお知らせします。

③予約完了

- ・予定の変更（日時、行き先、付添い人数の変更など）やキャンセルの場合は、お早めにご連絡ください。

④送迎前日（月曜の送迎の場合は土曜日）

- ・南区ボランティアセンターから、翌日の送迎確認の電話をします。

7 送迎当日の流れ

行き

- ①約束の時間に、待ち合わせ場所まで運転ボランティアが迎えに行きます。
- ②目的地まで送ります。
※片道のみのご利用の場合、ここで利用料をお支払いください。



帰り

- ③お迎えの時間が近くなったら、南区ボランティアセンターまで、ご連絡ください。(260-0578)
- ④運転ボランティアが約束の場所にお迎えに行きます。
- ⑤ご自宅到着
※往復の利用料をお支払いください。
※利用料はできるだけお釣のないようにご用意ください。
- ⑥送迎終了

※送迎サービスは一般のタクシーとは違い、急な行き先変更や寄り道には対応できませんので、ご了承ください。

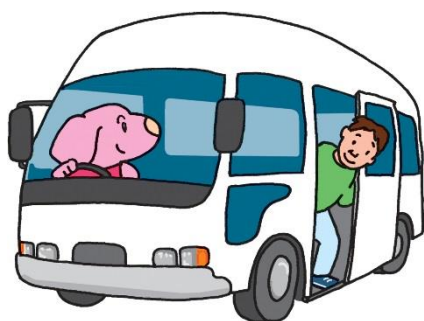
8 事故の場合の対応について (送迎サービス事業実施要綱13条より)

万が一、事故が発生した場合、運転ボランティアは利用者の安全確保と緊急連絡に努めます。事故による損害賠償は、各車両が加入する自動車任意保険の範囲で補償いたします。

9 お願い

次の場合は、南区ボランティアセンターまで、ご連絡をお願いします。

- ・送迎サービスの利用を終了する場合(転居や死亡、施設への長期の入所等)
- ・お申込みの時点から要介護要支援認定、障害等級の変更がある場合



平成27年4月1日改訂